

注 文 書

- 1 契約番号 2026000009
- 2 件 名 介護予防普及啓発（口腔機能向上）事業業務
- 3 場 所 大崎市内
- 4 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 別添書類 (1) 仕様書
(2) 参考明細書
- 6 担 当 課 大崎市民生部高齢障がい福祉課

大崎市介護予防普及啓発（口腔機能向上）事業業務委託仕様書

（目的）

第1条 本業務は、地域支援事業実施要綱（平成18年4月1日から適用）に基づき、地域における自主的な介護予防に資するため、おおむね65歳以上の者（以下「高齢者」という。）が自主的に集う活動の実施を支援し、様々な関係者が連携して介護予防に取り組む気運を高め、地域における自主的な介護予防に資することを目的とする。

（対象者）

第2条 事業の対象者は、市内に住所を有する高齢者とする。

（業務の内容及び指導者）

第3条 本業務の内容及び指導者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業のオリエンテーション
- (2) 口腔機能に関する資料の作成と配付
- (3) 口腔機能に関する講話と実践
講話と実践の内容及び指導者については、介護予防普及啓発（口腔機能向上）メニュー別紙仕様1のとおりとする。
- (4) その他必要なサービス

（開催時間）

第4条 第4条に掲げる業務の開催は、1時間から2時間以内とする。

（業務回数）

第5条 業務地域及び回数については、次に掲げるとおりとする。（最大60回）

- (1) 古川地域 10回程度
- (2) 松山地域 8回程度
- (3) 三本木地域 8回程度
- (4) 鹿島台地域 9回程度
- (5) 岩出山地域 8回程度
- (6) 鳴子温泉地域 8回程度
- (7) 田尻地域 9回程度

業務地域で予定している回数を超えた場合は、全回数内で調整するものとする。

（事業実施等の報告）

第6条 受託者は、業務の実施月の翌月10日までに、事業実施報告書を市長に提出するものとする。

（個人情報の保護）

第7条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（事故の報告）

第8条 受託者は、業務の実施中に参加者等に事故が生じたときは、速やかに事故の内容、原因、対処方法及び改善方法を記載した文書を市長に提出するものとする。

（業務の調査等）

第9条 市長は、業務の適正な実施を確保するため、受託者が行う業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることができるものとする。

（受託者の責務）

第10条 受託者は、参加者のプライバシー等業務の実施上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、業務を行うために必要な書類を整備し、業務の完了日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(入札金額)

第11条 入札金額の記載は、1回分の単価の金額を記入するものとする。

(委託料の請求)

第12条 受託者は、業務の実施月の翌月10日までに請求書を市長に提出するものとする。

(委託料の支払)

第13条 市長は、前条の規定に基づく請求書を受理したときは、その内容を精査し、正当と認めた場合は、当該請求書の受理日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

(諸帳簿の整備)

第14条 受託者は、委託業務に係る書類、収支の明細を記録した書類及び証拠書類を整備し、期間終了後5年間保存しなければならない。

(暴力団等の排除について)

第15条 暴力団等の排除について、次のとおりとする。

(1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。

(2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。

(3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

(被災者の雇用について)

第16条 本業務の実施に当たり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。

(その他)

第17条 この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて市と受託者双方が協議して定めるものとする。

別記1（個人情報保護取扱業務の委託基準通知第3条関係）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の基本的人権を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 受託者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第3条 受託者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第4条 受託者は、市の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は市の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（紛失、破損及び漏えいの防止等）

第5条 受託者は、業務に関して知り得た個人情報の紛失、破壊、改ざん、き損、漏えいその他の事故を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（資料の返還等）

第6条 受託者は、業務を処理するために、市から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後直ちに返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（複写又は複製の禁止）

第7条 受託者は、業務を処理するために市から引き渡された個人情報が記録された資料等を市の承諾なしに複写又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第8条 受託者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、市が承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（事故発生時における報告）

第9条 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。

別紙仕様1

介護予防普及啓発（口腔機能向上）メニュー

No	内 容		講 師	時 間
1	講話	お口の健康の講話	歯科衛生士	60分以内
2	実践	レクリエーション	保育士等高齢者へのレクリエーション指導の経験のある者	60分～120分
3	実践	歌とリズム ～音楽を楽しむ～	音楽療法士または音楽の指導の経験のある者	60分～120分
4	実践	おしゃれ講座	美容師または理容師 美容師から指導を受けた人でも可	60分～120分

※No 1の講話については必須、さらにNo 2～4のうちひとつを選択して実施し、2人体制で行う。

※講話・事後アンケートについては、市と協議し決定するものとする。

大崎市介護予防普及啓発事業（口腔機能向上）事業実績報告書（　月）

大崎市長 様

所在地

名称

代表者名

電話番号

大崎市介護予防普及啓発事業（　月）について、別紙のとおり実施しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- ・大崎市介護予防普及啓発（口腔機能向上）事業実施報告書別紙 1
- ・大崎市介護予防普及啓発事業（口腔機能向上）事後アンケート
- ・普及啓発教育媒体資料

大崎市介護予防普及啓発（口腔機能向上）事業実施報告書 別紙1

(月分)

実施地区名	古川 ・ 松山 ・ 三本木 ・ 鹿島台 ・ 岩出山 ・ 鳴子 ・ 田尻						
実施期日	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分～ 時 分						
開催会場							
団体名							
参加人数	男 人	女 人	計 人				
学習形態	講 話 ・ 実 技 (レクリエーション・歌とリズム・おしゃれ講座) その他 ()						
指導者 職・氏名							
実施内容							
感想・その 他							

介護予防普及啓発（口腔機能向上）事業業務委託設計書

科 目	内 容	算出基礎				
人件費	歯科衛生士（指導、移動・準備）	回×	円×	時間	=	円
	レクリエーション指導者等 (指導、移動・準備)	回×	円×	時間	=	円
事業費	燃料費	回×2人 ×	円×	km	=	円
	教材代					円
				非課税	合計	

※社会福祉事業に類するものとして（消費税法施行令第14条の3第五号及び平成18年3月31日厚生労働省告示第311号）により非課税とする。